

四日市市告示第 109 号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月 25日

四日市市長 森 智広

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱（昭和50年四日市市告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第5条 四日市市中小企業振興資金<u>(一般融資)</u>の対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、同一事業を引き続き1年以上経営し、かつ常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第5条 四日市市中小企業振興資金の対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、同一事業を引き続き1年以上経営し、かつ常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p>
<p><u>2 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）の融資対象となるものは、本市内に主たる営業所又は事務所を有し、常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下の中小企業者で次の条件を備えているものとする。</u></p> <p><u>(1)経営が適切と認められるもの</u></p> <p><u>(2)協会の保証対象業種に該当するもの</u></p>	

で貸付金の返済が確実であるもの

(3)市税を完納しているもの

(4)新型コロナウイルス感染症による影響で、申し込み時の最近1か月の売上高等が過去3か年いずれかの同時期と比べ、3%以上減少、かつ、その後2か月間の売上見込を含めた3か月間も3%以上減少と見込まれるもの。ただし、業歴3か月以上1年1か月未満の中小企業者及び事業拡大等の特段の事情があることにより前年同期との比較により難い中小企業者については、最近3か月間の平均売上高等又は新型コロナウイルス感染症の影響が発現する前の令和元年12月等の売上高等の比較により取り扱いができるものとする。

(資金の用途)

第6条 四日市市中小企業振興資金(一般融資)の用途は、事業の運営に必要な設備資金及び運転資金とする。

2 四日市市中小企業振興資金(新型コロナウイルス対応融資)の用途は、事業の経営の安定を図るために必要な設備資金及び運転資金とする。

3 本要綱による融資で、他の融資の借換を行うことはできないものとする。

(融資の条件)

第7条 四日市市中小企業振興資金(一般融資)の条件は、次の各号により行うものとする。

(資金の用途)

第6条 四日市市中小企業振興資金の用途は、事業の運営に必要な設備資金及び運転資金とする。

2 本要綱による融資で、他の融資の借換を行うことはできないものとする。

(融資の条件)

第7条 四日市市中小企業振興資金の条件は、次の各号により行うものとする。

<p>のとする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>2 四日市市中小企業振興資金（新型コロナウイルス対応融資）の条件は、次の各号により行うものとする。</u></p> <p><u>(1)融資限度額 1企業につき、3,000万円</u></p> <p><u>(2)貸付利率 年率1.5%（固定）</u></p> <p><u>(3)貸付期間及び返済方法</u></p> <p><u>月賦返済とする。</u></p> <p><u>運転資金 5年以内（据置期間1年含む。）</u></p> <p><u>設備資金 7年以内（据置期間1年含む。）</u></p> <p><u>(4)保証料率 保証協会所定料率－0.8%</u></p> <p><u>(5)保証割合 80%</u></p> <p><u>(6)担保 原則無担保。ただし保証協会又は指定金融機関の定めるところによる。</u></p> <p><u>(7)連帯保証人 原則として借受者が法人の場合は代表者が連帯保証人となり、個人の場合は不要とする。ただし、他に実質的経営者がいる場合等は連帯保証人に加える場合がある。</u></p>	<p>(1)から(7)まで (略)</p>
---	-----------------------

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の新型コロナウイルス対応融資に関する規定は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに融資が実行された資金について適用する。

(商工農水部商工課)